

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
- 生活保護法による指定介護機関の事業を再開した旨届出があった件 四
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四
- 都市計画を変更する件 四

告 示

福島県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年一月五日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
				平成三十年一月五日	

福島県知事 内堀雅雄

クオール薬局須賀川店	須賀川市大袋町一八七一二	同	同	同	同
クオール薬局文京店	西白河郡矢吹町文京町二二七一一六	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四一三一ー一城山トラストタワー三七階	平成二九年一月二七日	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成三十年一月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
介護ショップマルフジ	福島市太田町五九	福島市南矢野目字鼓原一八ー八	株式会社マルフジ	福島市丸子字上六反田六一ー一

（社会福祉課）

福島県告示第三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成三十年一月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ファアコス薬局ドレミ	福島市南沢又字上並松二	株式会社ファアコス	東京都千代田区神田練堀町六八一ムラタヤビル二階	平成二十九年一〇月三十一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導

(社会福祉課)

福島県告示第四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を再開した旨届出があった。

平成三十年一月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	再開年月日	サービスの種類
ケアテル介護センター会津若松市北滝沢	会津若松市北滝沢	医療法人ケアテル	耶麻郡猪苗代町大字川桁字元寺二四〇三一一	平成二十九年一月一日	居宅介護支援事業

(社会福祉課)

福島県告示第五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨

は、次のとおりである。

平成三十年一月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 所在の不分明な者の氏名
成田藤久 成田正栄 佐藤正 斉藤茂 斉藤ミツイ 山田嘉藤治 斉藤マツノ 土田義美 有坂与四喜 佐藤与祖市 増子栄次 川島辰藏 藤田衛 小林雅弘 山本勝美 清野五八 石本睦 平野新 満田正 斉藤ミドリ 斉藤始 藤田栄久 細木勝 高津藤次 斉藤安雄 斉藤悦治 江川正雄 平野一俊 阿部荒次郎 中島彦七 青津フミ 青津忠夫 青津勇 萬歳栄一 小林健吉 平野巽 二瓶正悟 小池タニ 渡部繁 斉藤勘吉 土田登喜江 平野国治 佐藤光吉 三留菊次 江川守久 並木己代松 斉藤虎一郎 小林早苗 菅藤四郎 小林長光 清野芳郎 斉藤丑吉 橋谷田ユキ 小林キク 松本ヤス 井上新八 渡部山太郎 川口正三 伊藤小春 高津春松 東村直 星等 青津紘昭 斉藤寅松 齋藤六太 三留嘉平 三留三千代 三留保博 山神社 長谷川廣江 塚原哲夫 武藤利吉 伊藤武彦 武藤惣太郎 藤原富鬼千 石川喜吉 江花武夫 満田隆之 鈴木亀吉 長谷川常四郎 塚原勇太
- 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十九年福島県告示第七百十号）によること。
- 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県北都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 新たに都市計画に含まれる土地の区域
福島市のうち、泉字早稲田及び泉字清水内の各一部の区域並びに南沢又字柳清水及び南沢又字桜内の各一部の区域
- 縦覧場所

三 福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課及び福島市都市政策部都市計画課
縦覧期間

平成三十年一月五日から平成三十年一月十九日まで

四 意見書の提出

県北都市計画道路を変更する案について、福島市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)